

令和元年七月五日受領  
答弁第二八二二号

内閣衆質一九八第二八二号

令和元年七月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員源馬謙太郎君提出健康経営優良法人に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員源馬謙太郎君提出健康経営優良法人に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「継続要件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「健康経営優良法人認定制度」においては、平成三十一年二月二十一日から令和二年三月三十一日までが「健康経営優良法人二〇一九（中小規模法人部門）」の認定を受けた企業にとっての認定有効期間となっているところである。いずれにせよ、今後の同制度の在り方については、健康経営を普及する観点から検討してまいりたい。

二について

お尋ねのような目標は定めていない。